

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間

処分の名称		許可証の再交付
根拠法令及び条項		・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第2条の4第1項（薬局）、令第46条第1項（店舗販売業、高度管理医療機器等の販売業及び貸与業） （昭和35年法律 第145号）
審査基準	法令の基準	法施行令第2条の4第1項（薬局） 法施行令第46条第1項（店舗販売業、高度管理医療機器等の販売業及び貸与業）
	具体的基準	「法律の基準」に基づく
	参考事項	
標準処理期間	標準処理期間	総日数 10日間 ただし、標準処理期間には次の項目は含まれない。 （1） 補正・訂正に要した期間及び返却期間 （2） 申請者が自ら申請内容を変更し、それに要した期間 （3） 申請者の責により基準確認等が不能な期間 （4） 本市の勤務を要しない日の日数
	特記事項	
備考		平成27年4月1日制定 令和3年3月8日改定 令和3年9月16日改定